

GIS を活用した森林経営管理制度の取組支援 ～北広島町の経営管理権集積計画の作成～

1 テーマの趣旨・目的

広島県では、「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」を策定し、森林資源経営サイクルの構築に向けて、路網から近く地形等の条件が良い「林業経営適地」を設定し、それらを経営力の高い林業経営体に集約化する取組を推進している。

その施策の一環として、森林所有者が管理できていない森林では森林経営管理制度を活用しており、県は本庁と3つの地方機関に担当職員を配置して市町の森林経営管理制度の取組を支援している。

具体的には、①課題に対応する専門家の派遣、②意向調査区域を選定するための資料提供③経営管理権集積計画（以下、「集積計画」という。）及び経営管理実施権配分計画（以下、「配分計画」という。）の作成の指導・助言などを行っている。

令和元年から森林経営管理制度の取組が徐々に拡大する一方で、経営管理を委託したい森林があるのに集積計画が作成されず、林業経営体に森林の経営管理を再委託できないという問題が顕在化してきた。これを解決するために北広島町において集積計画の作成支援を行ったので、その内容について報告する。

2 現状及びこれまでの取組の成果・課題

(1)現状

令和3年度末の時点で、県内23市町のうち14市町が意向調査を実施しているが、集積計画を作成したのは8市町、配分計画を作成したのは1市町であった。

面積では、意向調査で経営管理を委託したい森林面積が約3,100haだったのに対して、集積計画の作成面積は約300haに過ぎず、集積計画の作成段階で森林経営管理制度の進捗が停滞している状態であった（令和4年度末の速報値では、市町に森林経営管理の委託を希望する面

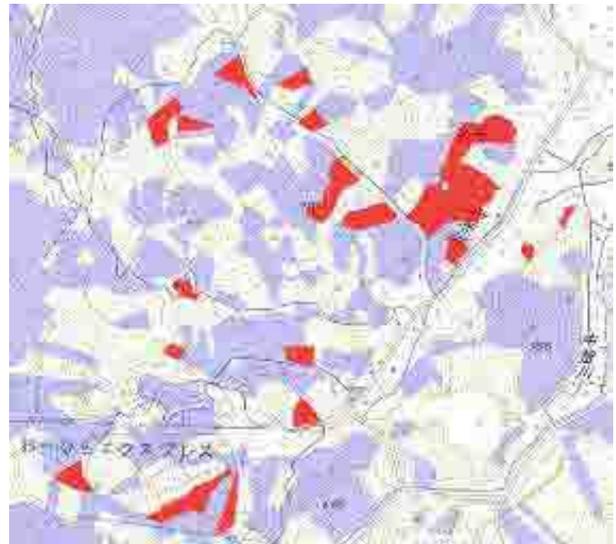
積が約4,200ha、集積計画の作成面積は約500ha）。

北広島町もその一例で、林業経営体に森林の経営管理を再委託することを目指し、令和元年から意向調査を実施しているが、令和3年度末の時点では集積計画を作成できていなかった。

(2)取組内容

■意向調査結果の可視化

最初に、経営管理を委託したい森林がどこにあるのか把握するために、意向調査の結果を地図表示した。これにより経営管理を委託したい森林が小規模・分散状態になっていることが明確になった。これに対し、県内の再委託できた先行事例では、経営管理を委託したい森林が面的にまとまっていたため、町職員は、再委託は困難と判断し集積計画の作成を躊躇していた。



図：経営管理を委託したい森林(赤色)と森林経営計画の対象森林(薄紫色)の分布状況

このような事態を打開するため、経営管理を委託したい森林に森林経営計画の対象森林を合わせた図面を作成したところ、経営管理を委託したい森林は森林経営計画ができなかった箇所を補う形となっており、効率的な森林整備及び路網整備の実施が可能であることが判明

(様式2)

した。

町職員にこの図面を提示し、説明することにより、林業経営体に森林の経営管理を再委託することは可能であると理解してもらうことができた。

■集積計画の作成支援

最初に、集積計画の書類を一式揃えて町職員に提示した。計画期間や経営管理の内容などは仮の内容だったが、集積計画の完成イメージを持ってもらうことができた。

次に、広島県森林情報共有システム（県森林 GIS）にある森林経営管理サブシステム（以下、「サブシステム」という。）を使用して集積計画の作成指導を行った。サブシステムは、市町の事務の簡便化を目的として開発され、①計画帳票の出力②位置図の作成③ファイル収納などの機能を持っている。地番ごとに意向調査の結果や計画期間などを入力することにより、地番情報や林相情報を参照して、集積計画と配分計画の計画帳票と位置図を出力・作成することが可能である。また、データ共有により入力内容や収納ファイルを県と市町が閲覧・利用することができる。

将来的に町職員が自力で集積計画を作成できるようになることを念頭に置きながら、データの入力、編集および出力などの操作方法を指導することにより集積計



写真：サブシステムの操作指導

画の計画帳票と位置図を作成した。

また、共通事項、経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容、木材販売により生じた利益の算定及び支払方法などについては、県でたたき台となる案を作成した後、関係者にヒアリングを行い、その記載内容を決定した。

■同意取得の支援

北広島町は町内在住の森林所有者に対しては自宅訪問して集積計画の同意取得を行っている。町職員に対して集積計画の説明ポイントを解説するとともに、初回のみ同行して説明補助を行った。森林所有者が納得していないと判断した場合や町職員が質問に返答できなかった場合に県職員が説明を補った。

2回目以降は町職員のみで説明を実施し、同意・確認書の返送が遅れた場合は督促を行っている。その結果10本の集積計画案に対して、9本の同意を得ることができた。

(3)成果

■集積計画・配分計画の公告

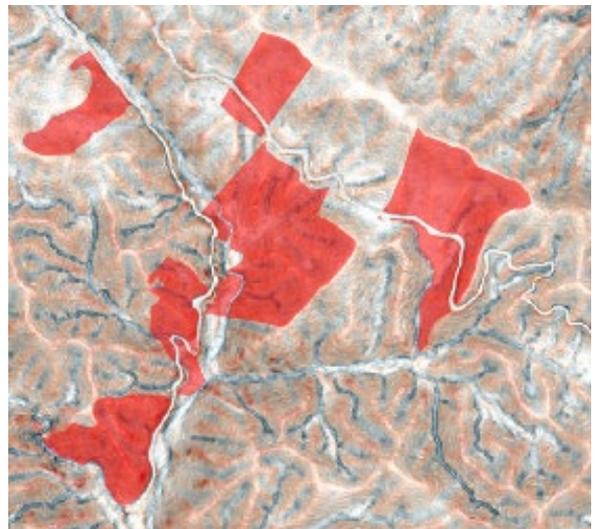
北広島町は、令和4年7月に集積計画（18.41ha）を公告することができた。その後も林業経営体に森林の経営管理を再委託する準備を進め、令和5年3月に同地区で配分計画（18.41ha）を公告することができた（県内2例目の配分計画となった）。

■他地区への適用

経営管理を委託したい森林があるのに集積計画を作成していない他地区においても、北広島町は今回の取組を開始した。令和5年8月の時点で、林業経営体に森林の経営管理を再委託することを前提とした集積計画の作成準備が5地区で進められている。

■多様な地図資料の提供

サブシステムのデータ共有により、意向調査の結果と



図：CS立体図との重ね合わせ

(様式2)

航空レーザ計測データの解析成果を合わせた地図資料を作成することが可能となった。実際の人工林の形状と分布、路網の有無、林業経営適地との重複状況及び対象地区の森林資源量などの情報を関連付けた地図資料を要望に応じて作成・提供している。これらにより、意向調査後の森林整備の方向性（森林経営管理制度の適用の有無）について地域関係者と合意形成を図りやすくなった。

(4)課題

■他市町へ支援拡大

県内には経営管理を委託したい森林があるのに集積計画を作成していない市町が他にもあるため、地域の実情に合わせてながら、今回のような集積計画の作成支援を行う必要がある。

また、既に集積計画を策定している市町に対してもサブシステムの活用を促し、県と市町が森林経営管理制度について情報共有できる体制を構築したいと考えている。

■サブシステムの操作研修の実施

人事異動により市町の担当職員は替わっていくため、市町職員を対象にしたサブシステムの操作研修は継続的に実施していく必要がある。

操作マニュアルや操作説明動画を作成しているが、多岐にわたる業務を抱える市町職員になかなか見てもらえないのが現状である。多人数を対象とした研修開催だけでなく、個別対応も含めて市町職員に操作方法の習得を働きかけていこうと考えている。

3 今後取組むべき内容

(1)具体的手法又は検討方向

■地籍調査が未実施地区での取組支援

県内市町では、地籍調査が終了した地域から森林経営管理制度の実施を検討する傾向があるが、多くの人工林は地籍調査が未実施の地域に分布している。

この地域の森林所有者が管理できていない森林においては、森林経営管理制度の活用だけでなく森林境界（所有権界）の明確化も合わせて実施する必要がある。特に、林業経営適地において優先的に実施するのが効果

的だと考えている。

(2)理由

経営管理実施権を持って林業経営体が速やかに森林整備を実施できる環境を構築するため。

(3)期待する成果

森林境界（所有権界）の明確化と森林経営管理制度を合わせて実施していくことは、これまで境界不明または所有者不明ゆえに着手できなかった森林の整備が可能となり、森林資源の循環利用をもたらすと期待される。地域ごとに状況が異なるため、試行錯誤の取組が予想されるが、その成果は地域の林業の活性化に寄与できると考えている。